

件名	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	企画総務部 人事情報室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、平成27年10月から個人番号の通知が行われ、平成28年1月から個人番号の利用が始まります。</p> <p>個人番号の利用については、番号法により社会保障、地方税及び災害対策に関する特定の事務において利用することが定められており、市が個人番号を利用する場合には、その事務と利用範囲を条例で定める必要があります。</p> <p>特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）の提供についても、番号法により定められており、同じ市の機関であっても市長部局と教育委員会部局との間で特定個人情報を提供する場合、その事務と提供範囲を条例で定める必要があります。</p> <p>これらに対応するため、本条例を制定するものです。</p> <p><b>2 制定内容</b></p> <p>(1) 番号法の規定に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとします。 &lt;第1条関係&gt;</p> <p>(2) 条例における用語の意義を定めます。 &lt;第2条関係&gt;</p> <p>(3) 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとするなど、市の責務を定めることとします。 &lt;第3条関係&gt;</p> <p>(4) 番号法の規定により、市が、個人番号を利用できる事務について、次のとおり定めることとします。 &lt;第4条及び別表関係&gt;</p> <p>ア 市長部局が行う福祉医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>イ 市長部局と教育委員会部局のそれぞれが行う番号法に規定された事務</p> <p>(5) 市長部局または教育委員会部局は、番号法に規定された事務について、その事務を処理するために必要な限度でそれぞれに提供できることとしま</p>		

す。 < 第 5 条関係 >

( 6 ) 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 < 第 6 条関係 >

### 3 その他

施行日は、平成 2 8 年 1 月 1 日とします。

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月22日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第35号

亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は亀山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同

一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

機関	事務
市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例(平成17年亀山市条例第84号)に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
市長	亀山市福祉医療費の助成に関する条例に定める医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は被保険者資格に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児入所支援又は措置(同法第27条第1項第3号の措置をいう。)に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24</p>

年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの

(4)生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

(5)地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの

(6)児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

(7)住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって規則で定めるもの

(8)児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって規則で定めるもの